

## 大船渡市スポーツ推進審議会条例

(設置)

**第1条** スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第6条** 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、協働まちづくり部において処理する。

(補則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命されている大船渡市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の大船渡市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により審議会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月19日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。